

第136号議案

島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例

島根県立高等技術校条例（昭和44年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第15条の6第1項ただし書」を「第15条の7第1項ただし書」に改める。

第11条中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。